

## 第 1 回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成26年 1 月15日 15時05分～16時02分

2 場所 教育庁第 1 会議室

3 出席者

委員	宮城 委員 (委員長) 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 照屋 委員 諸見里 委員 (教育長)	(欠席委員) なし
教育 庁	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課教育支援班班長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、総務班主任 5 名、 同課財務班班長、同班主任、 生涯学習振興課副参事、県立図書館長
4 傍聴した者		
記者14人 / その他15人		

平成26年第1回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:05）

宮城委員長 職務代理者	<p>皆さんこんにちは。本日は委員長が空席となっておりますので、新委員長が決まるまでは職務代理者の私が進行させていただきたいと思います。</p> <p>議事を進めていく前に、平成26年1月1日付けで照屋尚子さんが教育委員に就任されていますので、自己紹介をお願いいたします。</p>
照屋委員	<p>皆さんこんにちは。沖縄県特別支援学校PTA協議会の会長をしております照屋と申します。1月から任命されまして、身の引き締まる思いです。まだ子育て中の身ですので、保護者の立場から、子ども達の質の高い教育環境をつくるために、力を尽くして参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
宮城委員長 職務代理者	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから平成26年第1回県教育委員会会議・定例会を開催します。</p> <p>まずはじめに、会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
宮城委員長 職務代理者	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に、平成25年第16回会議録の承認を行います。泉川委員お願いします。</p>
泉川委員	正確に記載されております。
宮城委員長 職務代理者	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
宮城委員長 職務代理者	<p>このとおり決定します。</p> <p>今回の会議録署名人は、石嶺委員にお願いします。</p>
石嶺委員	はい。
宮城委員長 職務代理者	<p>それでは、次に委員長選挙を行います。</p> <p>「沖縄県教育員会会議規則」第2条第1項により委員長の選挙は無記名単記投票によるとされていますが、同条第2項により、委員中に異議がないときは指名推薦の方法によることができるとされています。</p> <p>指名推薦の方法により行うことについて異議のある委員はいらっしゃいますでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
宮城委員長 職務代理者	それでは、指名推薦の方法で委員長選挙を行いたいと思います。推薦がございましたら、お願いします。
泉川委員	宮城委員が適任かと思いますので推薦いたします。

宮城委員長 職務代理者	<p>ただ今、泉川委員より委員長に私を推薦したいとの発言がありました、他にございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、委員長には私が就任することとして決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
宮城委員長 ※以下「委員長」	<p>異議なしとのことですので、私が委員長に就任することに決定しました。それでは、引き続き進行させていただきます。</p> <p>次の議事は「委員長職務代理者の指定」となっております。「沖縄県教育委員会会議規則」第3条により、委員長職務代理者についても委員長選挙の規定を準用することとなっております。</p> <p>職務代理者の指定も指名推薦の方法によることとしてよろしいでしょうか。</p>
照屋委員	新委員長による指名推薦によることとしてはいかがでしょうか。
委員長	私の指名推薦とのことですが、その方法でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	それでは富川委員に委員長職務代理者をお願いしたいと思います。富川委員、どうぞよろしく願いいたします。
富川委員	了解いたしました。
委員長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、委員長の就任に際して一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>ただ今、委員長に就任しました宮城です。私は普段織物をやっております、沖縄県の伝統工芸に携わっていることから、常に沖縄の固有文化について考えてきました。沖縄県の歴史、文化、風土を根底に、教育についても考えております。今教育委員会には委員が6名おりますが、教育界から富川委員、医学界から泉川委員、経済界から石嶺委員、保護者代表からは新しく照屋委員、教育行政から諸見里教育長、そして芸術・文化面から私、宮城となっております。一人一人の得意とする分野、特性を最大限に発揮し、良いチームワークを持ち諸課題に取り組んでいきましょう。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、新委員長職務代理者として、富川委員より一言お願いいたします。</p>
富川委員	職務代理の富川でございます。本県教育委員会は、子ども達の学力向上、いじめの解消と大きなテーマがありますが、ご承知のように今、文部科学省との対応が非常に厳しいものとなっております。そういう状況の中で、ぜひ委員長を支えながら、教育委員会一丸となって、まずは子ども達のために、

	<p>沖縄のためにという視点から尽力して参りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>次に議席の指定を行います。委員の議席は「沖縄県教育委員会会議規則」第8条の規定により、委員長が指定することとなっております。</p> <p>議席番号1番を委員長職務代理者の富川委員、2番を泉川委員、3番を石嶺委員、4番を照屋委員、5番を諸見里教育長の議席に指定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(各委員が指定された席へ移動)</p> <p>それでは次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、県立学校教育課から報告をお願いします。</p>
県立学校教育課長	<p>(報告事項1の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「不登校への初期対応、未然防止～高等学校における取組～」(不登校対策リーフレット)について</li> </ul>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、次に報告事項2について、義務教育課より報告をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>(報告事項2の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「体罰防止ハンドブック～体罰の根絶と児童生徒理解に向けて～」について</li> </ul>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>本日、ハンドブックについて配付いただきましたので、各委員におかれましては後ほど目を通して下さいますようお願いいたします。</p> <p>では、次に報告事項3について、引き続き義務教育課より報告をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>(報告事項3の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公立小中学校における校務の改善に向けた取組」について</li> </ul>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>今回の取組については、今後も継続して報告があるということですのでよろしいでしょうか。</p>
義務教育課長	<p>はい。次年度にまた改めて報告させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>では、次に報告事項4について、保健体育課より報告をお願いします。</p>
保健体育課長	<p>(報告事項4の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」について</li> </ul>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p>

	<p>(なし)</p> <p>今後の分析、考察についてよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号の説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <p>・「県立図書館の移転及び整備に向けた基本方針について」</p>
委員長	御質疑ございますか。
照屋委員	移転場所は県所有の土地なのでしょうか、また、駐車場はどの程度を想定し確保しているのでしょうか。
生涯学習振興課副参事	移転先であります旭町の那覇バスターミナル地区は、県有地となっております。必要駐車台数は277台から377台を想定しております。なお、現在の県立図書館の駐車場収容可能台数は59台となっております。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次の審議事項2「是正の要求の指示に関する対応について」ですが、本件は委員提案議案となっております。</p> <p>前回の教育委員会会議では、昨年11月28日の文部科学大臣政務官と教育長の面談の結果を受けて、その後の対応を協議したところですが、文部科学省に対して確認を取りたい事項や疑問が多数あったため、私どもの疑問を文部科学省に対して照会することが決定されました。</p> <p>今回はその決定を受けての、質問文書の文案が議案となっております。</p> <p>それでは、事務局職員は資料の配付をお願いします。</p> <p>(資料配付)</p> <p>それでは私から議案を読み上げ、説明に替えさせていただきたいと思います。</p> <p>(質問文書を読み上げ)</p> <p>質問文書案は以上のとおりですが、ご意見等のある委員はいらっしゃいますでしょうか。</p>
富川委員	この質問案は勉強会も含めて検討し、何回も議論を重ね収めましたので、これで良いかと思えます。質問案を作成するにあたっては、当然ながら委員として色々な文献や、事例、データを基にして参りましたが、その中で私個人的に申し上げたいことは、この質問の議論的な支柱が一つ記載された論文を見つけたということです。その論文は、昨年ガバナンス12号で、東京

	<p>大学大学院法学研究科の教授である金井利之氏が八重山の教科書問題について著したものです。その中に、私達が文部科学省に質問したことが、ある意味正当性を持つということの背景になると思われる記載がありましたので、その一文を紹介したいと思います。「敢えて立法論的にいえば、沖縄県教育委員会こそが、文部科学大臣に対して是正の要求が出せるような法制が必要である。」と、そこまでは法律が整っていないので言えないのですが、私達が持っている疑問点の背景になるかと思えます。</p> <p>加えて、質問案の6についてですが、現在ある八重山教科書の採択地区を分割することについて議論をしたところ、これは難しいのではないかという意見もありました。しかし、これも同誌11月号でやはり金井氏が、丁寧に議論を重ねても、それでもなお意見の対立がある場合には採択地区を分割した方が良いという提言をされております。法律の専門家がそういうことをおっしゃっておりますし、私達はこの問題に関わる様々なデータ、論文を比較し、議論した上で、このような質問案が出ていると考えております。ですので、今回の質問案は単なる質問ではなく、色々な審議を重ね経た背景があるということでご理解賜りたいと思えます。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案の第2号について、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>議事は以上ですが、その他、ご意見・提案等がある委員はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>これで、本日の日程はすべて終了しましたので、閉会します。</p>